

特殊詐欺事件の発生について

1 認知日

令和8年2月19日（木）

2 発生日

令和8年2月17日（火）午後5時頃から同月19日（木）午後2時5分頃までの間

3 被害品

(1) 電子マネー 合計28万5,011円相当

(2) 現金 45万円

4 被害者

奈良県内に居住する20代女性

5 状況

令和8年2月17日、被害者がスマートフォンでSNSアプリを閲覧中、画面に表示された副業に関する広告に興味を持ち、表示されていたURLをクリックしたところ、別のSNSアプリに移動し、追加登録されたアプリ内で副業の業務内容等の説明を受けた後、チャットアプリで副業を行い、報酬として現金5,000円分の電子マネーを受領しました。

その後、アプリの相手から、副業で得た報酬を使った投資話を持ちかけられ、相手に指定された投資サイトで、相手に指示されるまま、3回にわたり、合計6万11円分の電子マネーを相手に送金しましたが、相手から、「あなたの操作ミスによりデータが故障した。業務を修復するには修復金を支払ってもらう必要がある。」等と指摘され、相手に指示されるまま、22万5,000円分の電子マネーを相手に送金し、さらに、相手から追加の修復金を要求され、インターネットバンキングにより相手が指定する銀行口座へ現金45万円を振り込みました。

しかし、その後も相手から、さらに修復金として現金を要求されたことから、被害者が不審を抱き、家族に相談したところ詐欺だと指摘され、当署に被害を届け出たものです。

6 その他

和歌山県警察では、

特殊詐欺被害防止専用フリーダイヤル

その話ホンマに大丈夫？かけて損なし『ちょっと確認電話』

電話番号 0120-508（これは）-878（わなや）

を開設（24時間）しています。

SNSなどで「必ず儲かる」、「投資の仕方を教えてあげる」、「電子マネーを買って番号を教える」といった連絡があれば詐欺を疑い、すぐに「ちょっと確認電話」にて確認してください。